

国立大学法人東京医科歯科大学リサーチ・ユニバーシティ推進 機構設置要項

〔平成25年9月30日
制 定〕

（設置）

第1条 この要項は、国立大学法人東京医科歯科大学組織運営規程（平成16年規程第1号）第30条第2項に基づき、本学にリサーチ・ユニバーシティ推進機構（以下「RU機構」という。）を置く。

（目的及び存続期間）

第2条 RU機構は、研究大学強化促進費補助金による研究大学強化促進事業（以下「促進事業」という。）を実施するため、競争力のある研究の加速化の促進、先駆的な研究分野の創出、国際水準の研究環境の整備など集中的な研究環境改革を効果的に組み合わせた取組みを行うことにより、国立大学法人東京医科歯科大学の研究力強化を促進させることを目的とする。

2 RU機構の存続期間は、促進事業の実施期間とする。

（機構長）

第3条 RU機構に機構長を置き、学長をもって充てる。

2 機構長は、RU機構の業務を総括する。

（副機構長）

第4条 RU機構に副機構長を置き、学長が指名する理事をもって充てる。

2 副機構長は、機構長を補佐し、機構長に事故があるときは、その職務を代行する。

（URA室）

第5条 RU機構にリサーチ・アドミニストレーター室（以下「URA室」という。）を置く。

2 URA室に関し必要な事項は、別に定める。

（業務）

第6条 RU機構は、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 研究力向上に資する方針の策定
- (2) 研究環境改革の取組み
- (3) 研究活動及び研究成果の発信に関する取組み
- (4) URA室の体制整備
- (5) その他機構長が必要と認める取組み

（機構会議）

第7条 RU機構に、機構会議を置く。

2 機構会議は、前条に規定する業務を遂行するため、次の各号に掲げる事項を審議

する。

- (1) R U機構に係る運営の基本方針等の企画・立案及びその実施に関すること
- (2) シニアU R Aの人事に関すること
- (3) その他R U機構の管理運営に関すること

(機構会議の組織)

第8条 機構会議は、次の各号に掲げる者をもって組織する。

- (1) 機構長
- (2) 副機構長
- (3) リサーチ・アドミニストレーター室長
- (4) 理事
- (5) 学長が指名する副学長 若干名
- (6) その他機構長が必要と認めた者

2 前項第6号に掲げる委員は、学長が委嘱する。

3 第1項第6号の委員の任期は2年とし、再任を妨げない。

4 第1項第6号の委員の任期の末日は、当該委員を委嘱する学長の任期の末日以前とする。

(議長)

第9条 機構会議に議長を置き、機構長をもって充てる。

2 議長は、機構会議を招集する。

3 議長に事故があるときは、副機構長がその職務を代行する。

(議事)

第10条 機構会議は、委員の3分の2以上の出席がなければ、会議を開き、議決することができない。

2 機構会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(委員以外の者の出席)

第11条 機構会議において必要と認めるときは、委員以外の者の出席を求めて、その意見を聴くことができる。

(事務)

第12条 R U機構に関する事務は、U R A室で処理する。

(雑則)

第13条 この要項に定めるもののほか、R U機構に関し必要な事項は別に定める。

附 則

1 この要項は、平成25年10月1日から施行する。

2 この要項施行の際のシニアU R Aの選考については、第7条の規定にかかわらず、研究推進協議会が行う。

附 則 (平成26年5月21日制定)

この要項は、平成26年5月21日から施行し、平成26年4月1日から適用する。